

新たな段階に入った日米同盟と停滞を続けるアジア外交

～外交論議の焦点～

外交防衛委員会調査室 う さ み ま さ ゆ き さ か も と た ろ う な か む ら な お き
宇佐美 正行・坂本 太郎・中村 直貴

第164回国会の外交論議は、既に小泉総理が退任の意向を示していたことから、5年余に及ぶ小泉政権の外交を総括する色合いが強く出た。この間、小泉総理とブッシュ米大統領との信頼関係を基礎に進んだ日米同盟については、閉会後の6月29日に行われた日米首脳会談において「新世紀の日米同盟」と題する文書が発表され、「世界の中の日米同盟」が初めて明記されるとともに、地球規模での協力のための新しい日米同盟が宣言されるに至った。国会では強化される日米同盟に対しての是非が問われるとともに、一方で首脳外交が停滞を続ける日中、日韓関係を始め、小泉総理のアジア外交の認識が問われた。また、解決の糸口を見出せない日本人拉致問題とミサイル発射などを含めた対北朝鮮外交や、我が国の国連安保理常任理事国入りも論議された。以下、その主な論議を紹介する。

1. 新たな段階に入った日米同盟

(1) 日米同盟の意義と在日米軍再編問題

日米両国は2005年2月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において「共通戦略目標」を確認し、日米安保体制を軸とした緊密な同盟関係の構築とその取組を強化してきたが、同年10月の「2+2」で在日米軍再編の中間報告が公表されたことから、今国会では日米同盟の在り方を始めとして在日米軍再編に係る政府の取組等が論議の焦点となった。

まず、国会冒頭の施政方針演説に対する質疑の中で、小泉政権下で強化された日米同盟が軍事的側面を強調し近隣諸国が警戒感を持つとの懸念が示されたが、小泉総理は、「日米安保体制を中核とする日米同盟は、我が国のみならずアジア太平洋地域全体の平和と安定に寄与している。日米両国は、世界の中の日米同盟との考えのもとで世界の様々な課題の解決に世界の国々と協調しながら協力している」と述べ、日米同盟の意義は随時近隣諸国に説明し理解を得られていると答弁した¹。

小泉総理の日米関係が緊密であれば中国などのアジア諸国との関係はうまくいくとの発言に対する批判に対しては、「日米関係の良好の上に中国、韓国や世界各国と協調することが日本にとって良いことを述べたもの。日米同盟と国際協調の基本方針を堅持することが日本の利益に適うもの。批判は誤解である」との見解を示した²。

また、在日米軍再編について小泉総理は、「在日米軍は、高い機動力、即応性を通じ、我が国及び極東の平和と安全の維持に寄与しており、その抑止力を維持し、同時に地元の負担軽減を図る観点から兵力態勢の再編に関する協議を進める」との方針を述べた。沖縄に関しては、「沖縄の負担軽減に向け関係僚僚が現地を訪問し誠心誠意説明する。沖縄振興のため地元の理解と協力が得られるよう努力する」との決意を表明した³。

その後、2006年5月1日、ワシントンで開催された「2+2」で在日米軍再編に関する最終報告が公表され、司令部間の連携など自衛隊と米軍の一体化を進めるとともに、在沖縄海兵隊のグアムへの移転や普天間飛行場等の移設を柱とする在日米軍再編の実施の具体策（ロードマップ）が明らかとなった。

同報告の公表を受け、海兵隊のグアム移転や普天間飛行場の移設の問題、実施に必要な経費の問題等について論議がなされた。まず、海兵隊のグアム移転問題について額賀防衛庁長官は、「沖縄県民の負担を軽減するため、枠組みを作って一定の財政支出・融資等応分の分担をし、実施について詰めの作業を行っていく」と述べ⁴、「米国は我々の海兵隊の移転、負担の軽減という要求に同盟国としてこたえてくれた」との認識を示した⁵。

また、普天間飛行場をキャンプ・シュワブ沿岸に移設する問題について額賀長官は、「今度の米軍再編に伴う基地の在り方におけるキーワードは抑止力の維持と負担の軽減であり、負担の軽減の象徴的なものが普天間飛行場の全面返還である」と述べ、在日米軍再編における普天間飛行場返還の意義を説明した⁶。

「2+2」による最終報告を受け、2006年5月30日、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」が閣議決定され、最終報告を着実に実施していくための方針が定められた。これに関し麻生外相は、「5月1日の2+2で承認された案の実現に向け、今後、具体的な代替施設の建設計画や安全・環境対策及び地域振興について協議していく」との方針を明らかにした⁷。

（2）新たな段階に入った日米同盟

「2+2」による最終報告と同時に発表された共同文書の中で、日米同盟は「新たな段階に入る」とされたが、小泉総理は、「日米同盟は新たな安全保障環境に協力して対応していく必要がある、再編案を着実に実施することにより同盟の能力が向上する。日米同盟の協力関係が新たな段階に入るとは、このような趣旨を述べたものである」と明言し、日米同盟の果たす役割が再定義される段階にあることを示唆した⁸。

この点に関し麻生外相は、「確固たる日米安保体制の基盤の上に立って日本の安全保障環境における様々な課題について日米が相互に協力していくという趣旨」と説明した⁹。

なお、今後、日米同盟が日米安保条約の範囲を逸脱し、日本が米国に追従することになるのではないかとの懸念に対しては、麻生外相は「抑止力の維持と地元負担の軽減を通じ、日米双方で体制を強化していくことが肝心。米国主導の軍事戦略に追従していくというものではない」と述べた¹⁰。

これと関連して、米陸軍第一軍団司令部のキャンプ座間移転が極東条項に反するとの主張に対し麻生外相は、「司令部の中核的任務はあくまでも日本の防衛及び極東の平和と安全の維持。これに加え、日本防衛以外の緊急事態に対応するため必要に応じ日本の外に移動し、移動先で米軍の行動を指揮する任務をあわせ持つことが考えられる」と述べた上で、「日本に駐留する米軍が運用上の都合により日本から他の地域に移動し、他の任務につくことは日米安保条約との関係で問題を生ずるものでない」との考えを明らかにした¹¹。

一方、額賀長官は、「テロ、ミサイル等の新たな脅威に対し、日米同盟の協調関係を強めることにより日本の安全保障と地域の安定に備えることは、新たな段階の日米同盟関係

の在り方になっている」との見解を示し、「世界の中の日米同盟という次元において世界の災害対策支援等の分野で平和協力活動を展開していく」と述べた¹²。また、「世界に対し日米同盟が日本の安全と地域の安定だけでなく、国際的な平和と安定のために仕事をしているということを申し上げることは意味がある」と述べ、「世界の中の日米同盟」を世界に向けて発信していく考えを明らかにした¹³。

2. 閉塞感続くアジア外交

(1) 停滞を続ける日中首脳外交

小泉総理の 2001 年 4 月の就任以降の毎年の靖国神社参拝に対し中国は一環として反発を強め、2001 年 10 月の江沢民国家主席（当時）との会談以降、首脳同士の相互訪問が途絶えるなど、日中関係は国交正常化以降最悪の状態と批判され、関係改善のための新たな展開が求められた。これに関し小泉総理は、施政方針演説の中で「一部の問題で意見の相違や対立があっても、中国、韓国は我が国にとって大事な隣国であり、大局的な視点から協力を強化し、相互理解と信頼に基づいた未来志向の関係を築いていく」¹⁴と述べた。また、靖国問題を理由に首脳会談を行わないとする中国の対応に対し、「中国との友好を重視している立場であり、日中友好論者である。中国が、私が靖国神社参拝するから首脳会談を行わないというのはおかしいと思う」と述べ、中国の姿勢を批判した¹⁵。

また、対米偏重の外交姿勢への指摘に対しては「日米関係が緊密であることはアジア外交を戦略的に進める上においても極めて重要なことである。靖国問題についてはアジア諸国において中国、韓国以外に私の靖国参拝に批判する国はない」¹⁶と述べ、小泉総理の東アジア外交に対する批判に対して否定的な見解を示した。

これと関連して、小泉総理の東アジア外交の認識が質されたが、「我が国は東アジア首脳会議やASEANプラス3において会議成功のため積極的に貢献し、地域協力の理念や原則を提示し、テロ根絶などの分野で具体的協力を推進することを提唱した。我が国は、多様性を認め合いながら、自由と民主主義を尊重し、地域共通の課題に協力して取り組む開かれたアジアの共同体形成を目指している」との考えを明らかにした¹⁷。

一方、胡錦濤国家主席は、2006 年 3 月 31 日の日中友好 7 団体代表団との会談で日中関係の改善に強い意欲を示しながらも日中首脳会談が開かれていない要因として「日本の少数の指導者がA級戦犯を祀る靖国神社に参拝を繰り返している」ことを挙げ、「日本の指導者が靖国に参拝しなくなれば、いつでも首脳会談を開く用意がある」と述べた。また、温家宝首相は 3 月 14 日の全人代閉幕後の記者会見で「日中関係の困難は日本の指導者がA級戦犯が合祀されている靖国に参拝したことにある」と述べ、この問題の解決なしには日中関係の改善は難しいとの見解を示した。

こうした中国側の発言に対し、麻生外相は「温家宝首相、胡錦濤主席の発言内容のうちの靖国以外の部分は、いずれも日中関係についての改善の必要性というシグナルをはっきり送っている内容」¹⁸との認識を示した。その後、5 月 23 日のアジア協力対話（カタル）開催時に約 1 年ぶりに行われた李肇星外交部長との日中外相会談について麻生外相は、「（中国側から）日中関係改善への強い意欲が示された。未来志向の日中関係を築いていく

ためにあらゆる分野での交流を一層進めることで一致した。世界で最も重要な二国関係の一つとして重視し、来年の国交正常化 35 周年に向けた文化交流の重要性も議論をした」と述べ、中国側の態度の変化と日中関係の改善の見通しについての見解を示した¹⁹。

また、日中間で懸案となっている東シナ海の海底資源問題を巡っては、2005 年 9 月に開催された第 3 回日中局長級協議において日本側から日中中間線をまたぐ構造での共同開発を提案したが中国側は日本側の提案に難色を示し、2006 年 3 月の第 4 回協議では中国側から東シナ海の北及び南の二地点の共同開発の提案がなされた。この提案に対し麻生外相は、「交渉中でもあり中身を詳細に申し上げられないが、これまで我が国が主張した話とは相入れられないものだと思う。日本としては、東シナ海を協力の海というものにしていく方向で努力をしたい」²⁰との基本的な考え方を述べるにとどまった。

その後、本年 5 月と 7 月に第 5 回、第 6 回の協議が行われ、東シナ海の地下構造等についての情報交換のための技術専門家会合を設置することが合意されたが、ガス田の共同開発については大きな進展は見られていない。

なお、在上海日本総領事館員が中国側から外交機密情報などの提供を強要された旨の遺書を残し自殺したことが 2005 年 12 月に報道で明らかになった。この件について麻生外相は「中国側公安当局者の行為は領事関係に関するウィーン条約上の接受国の義務違反に関する遺憾な行為。日本政府は中国政府に対し厳重な抗議を行い事実関係の究明も累次にわたって求めている」と述べたが²¹、現在まで真相の究明には至っていない。

(2) 日韓関係の冷却化と竹島をめぐる歴史認識問題

日韓関係では、日中関係と異なり、靖国問題等の歴史認識問題は指摘しつつも、2004 年 7 月の韓国濟州島での日韓首脳会談を皮切りに開始された「シャトル首脳外交」は維持されたが、特に竹島の領有権問題を巡って日韓関係が冷却化する中、2005 年ソウルでの首脳会談を最後に途絶えた。2005 年 3 月の島根県議会での「竹島の日」条例成立後、盧武鉉大統領は同年 3 月 17 日に「対日政策の新原則」を打ち出し、竹島の領有権や戦前の植民地政策の問題について断固対処するとの見解を述べるとともに、2006 年 3 月 1 日の演説でも「日本が侵略と支配の歴史を正当化し、再び覇道の道に進みかねない」と述べ、小泉総理の靖国神社参拝を強く批判し、さらに我が国の憲法改正の議論を牽制した。

一方、日本海呼称問題（韓国側は「東海」を主張）を巡り、6 月に開催される海底地名に関する国際会議で韓国側が地名変更の提案を見せる中、4 月 14 日、日本も国際会議に向けて海上保安庁による竹島周辺海域での海洋調査実施を公表したが、韓国政府は即時撤回を要求し、あらゆる措置を採るとの方針を示した。これを受けて麻生外相は、「今般の海上保安庁の調査は、国際法にのっとり冷静に粛々と進めたい。海上保安庁の測量船は政府船舶で国際法上、他国の管轄権の行使から免除されており、韓国側が拿捕等の措置をとることは認められない。韓国に対し冷静な対応を呼び掛けている」²²と述べた。

その後、4 月 21 日には谷内外務事務次官が訪韓し、日韓政府間で合意に至ったが、その内容について麻生外相は「基本的には三点で合意した。海底地名登録については、韓国側はしかるべき準備を経て適切な時期に推進する立場であり、日本側は 6 月の海底地名名称に関する国際会議で韓国側は名称の提案は行わないと理解する。日韓双方は排他的経済

水域の境界画定交渉を5月中にも局長レベルで再開する。そして日本側は、今回予定していた海底地形調査を中止する²³と説明し、「危機管理の上から考えてぎりぎりの外交的大局を踏まえて判断した」²⁴との認識を示した。

また、韓国政府内に出ていた竹島問題を歴史問題とする動きに対し麻生外相は、「竹島は基本的には領有権の話であり、歴史の話ではないと認識している」²⁵と述べ、竹島問題を歴史認識問題とすることに対し懸念を示した。一方、盧大統領は4月25日に出された「特別談話」の中で「独島は日本が朝鮮半島侵奪の過程で最初に奪った歴史の土地、日本が独島の権利を主張するのは植民地の領土権を主張する行為で、韓国政府は、独島問題を過去の歴史清算と歴史認識などのレベルで正面から扱う」と述べた。

3. 国際的広がりを見せる拉致問題

(1) 拉致問題と経済制裁

北朝鮮より持ち帰った横田めぐみさんの「遺骨」は別人のものとする日本側鑑定結果(2004年12月発表)に関し、北朝鮮の対応が変わらない場合には「厳しい対応」を講ずるとした政府の見解(2005年1月の外務報道官談話)から1年有余経過したにも関わらず誠意ある対応もないことから経済制裁に踏み切るべきとの議論が行われた。安倍内閣官房長官は「最終的には法律による経済制裁をかけることとなるがそれに至る過程で様々な圧力がある」とし、まずは国内的には内閣官房副長官を議長とする拉致問題に関する専門幹事会(通称「拉致問題特命チーム」)の新設により圧力を強めることを明らかにした²⁶。

拉致問題特命チームに設置した法執行班について安倍官房長官は、「北朝鮮の非合法的な活動について多角的な情報収集と集約が必要であるという観点から設置したもの」とし、同じく設置された情報収集会議については「拉致問題や北朝鮮全般に係る情報を分析、共有して外交や捜査の分野、法執行において生かしたい」と述べ、その編成の趣旨を明らかにした²⁷。また、このチーム編成が北朝鮮に圧力をかけていく上で極めて有意義であるとし、2006年2月4日から開催された第1回日朝包括並行協議の場での拉致問題に関する北朝鮮の姿勢が誠意あるものとは言えず、「次回の協議の場で誠意ある対応を促すためにも特命チームにより圧力をかけなければならない」との決意を強調した²⁸。

なお、日朝包括並行協議の今後の有効性に関して麻生外相は、「見通しは立っていないが対話は継続すべきであり、こちらから打ち切るつもりはない。過去の清算など三つの枠組みは有効であり、粘り強く持続させていきたい」との見解を示した²⁹。

2005年9月に米国がマカオ所在の銀行「バンコ・デルタ・アジア」を偽造米ドル札に関わる資金洗浄の懸念がある金融機関と認定したことに端を発する米国の北朝鮮金融制裁について政府は、「米国の措置は通貨偽造や資金洗浄から米国の金融を防御するための正当な法執行の措置である」として支持を示した³⁰。また、金融制裁に関して麻生外相は、「無視できない影響を北朝鮮に与えたことは間違いない」と述べ、その有効性を認めるとともに、政府も資金洗浄は不法活動であり法令に従って対応するとの基本的立場を示した³¹。

(2) 国際的な広がりを見せる拉致問題

これまで日本人拉致問題は、ジュネーブの国連人権委員会で取り扱われてきたが、2005

年12月には国連総会本会議で初めて拉致問題を明示的に言及した決議が採択された。また、2006年4月には横田めぐみさんの母親である横田早紀江さんが訪米し米連邦議会下院の公聴会で証言を行い、その後ホワイトハウスでブッシュ大統領と面談するなど、拉致問題は国際的な人権問題として取り上げられるに至った。さらに同月11日には、日本政府は横田めぐみさんの娘であるキム・ヘギョンさんと韓国人拉致被害者の金英男（キム・ヨンナム）氏との父子関係が存在する可能性が高いとのDNA鑑定結果を発表し、後日、韓国政府もこれを認め韓国国内でも大きく報道されるなど、国際的な広がりを持ち始めた。

安倍官房長官は決議に関し、「国際社会が人道的観点から人権状況の改善を北朝鮮に促したもの。我が国はこうした文脈において拉致問題への明示的言及を提案した」との認識を示し、新設される国連人権理事会では「理事国として、国際社会が北朝鮮の人権問題の改善を求めるよう働きかけ、その中で拉致問題の解決を強く訴える」との考えを示した³²。

また、横田早紀江さんの訪米については、「拉致問題の深刻さや人権侵害について米国のみならず世界に対して強く重いメッセージとなった。国際的な圧力を高めるという意味で極めて有意義」と評価しながら³³、サミットの間でも取り上げたいとの決意を示した³⁴。

金英男氏の件に関しては、麻生外相は「拉致問題解決の上で韓国との連携は絶対必要。今後は様々なレベルで連携協力について積極的に協議する覚悟」と発言した³⁵。6月28日、金英男氏が平壤市内で母姉と再会し、7月6日には日本人記者団との会見において横田めぐみさんの病死を裏付ける証言を行ったことに対し安倍官房長官は、「北朝鮮にいる限りにおいて真実を話すことはできない。対話と圧力の姿勢で今後も臨んでいくが、国際社会の圧力が大きな力になる」との認識を述べた³⁶。

なお、国会会期末を迎える中、与野党協議を経て、「北朝鮮人権法」（正式名称は「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」）が衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提案として提出され、可決、成立した³⁷。

4. 北朝鮮によるミサイル発射と国連決議

(1) 北朝鮮によるミサイル発射

7月5日未明より、北朝鮮は合計7発の弾道ミサイルを発射した。これを受けて行われた委員会審議で額賀長官は、第3発目は北朝鮮東部沿岸地域の大浦洞地区から発射されたテポドン2、その他は南東部沿岸地域の旗対嶺から発射されたノドン又はスカッドと見られ、いずれもロシア沿海州南方の日本海に落下したと推定されると報告した。そして、これらの情報は米軍の早期警戒情報を含む情報を総合的に勘案した結果と述べた³⁸。

また、麻生大臣は、今回のミサイル発射はミサイル発射モラトリアムを明記した日朝平壤宣言に違反するものであり、「核開発を進める北朝鮮が運搬手段であるミサイルを開発することは我が国の安全保障や国際社会の平和と安定に著しい害を与えるもの。一つの挑戦と考える」との認識を示した³⁹。

安倍官房長官はその後の質疑で、ミサイル発射は平壤宣言に反するが、「北朝鮮が宣言を有効とし、その精神を尊重するならば平壤宣言は有効であり、北朝鮮がその精神にのっとりミサイルのモラトリアムを確認するよう促していきたい」との方針を述べた⁴⁰。六者

会合との関係について政府は、「関係各国共に核問題を解決するための有効な枠組みであることについて認識は一致しており、早期復帰を呼びかけている」との考えを示した⁴¹。

一方、今回のミサイル発射と国際法との関係については、政府は、一般論として、国際法上弾道ミサイルの発射自体が禁止されていないが、事前の通報がなかったことから「(ミサイル発射は)公海の自由は他国の利益等に妥当な考慮を払う旨を定めた国連海洋法条約にもとるもの。さらには飛行の安全の増進を目的とする国際民間航空条約や事前通報を求めた1991年の国際海事機関の総会決議との関係でも問題がある」との解釈を示した⁴²。

なお、政府は、北朝鮮のミサイル発射を受けて、7月5日、「我が国として厳しい措置をもって臨む。速やかに法に則った措置を決定する」旨の内閣官房長官声明を發出し、同日、特定船舶入港禁止法に基づく万景峰92号の入港禁止を含む9項目の対北朝鮮措置を決定、実施した。これに関し、今後の北朝鮮籍船への対応や追加措置については、「国連安保理等の国際社会の動きや北朝鮮の対応ぶりを総合的に勘案し判断したい」との見解を述べるとともに⁴³、万景峰92号の入港禁止による制裁措置については、北朝鮮が拉致問題について誠意ある対応をとってこなかったことも勘案して判断したとの考えを明らかにした⁴⁴。

(2) 国連決議1695の採択と日本外交

我が国は北朝鮮のミサイル発射を受け国連安保理会合の開催を求めるとともに、国連安保理決議の採択に向け米国等と具体的な案文調整を行いつつ、7月7日に日米英仏等8か国共同提案による北朝鮮に対する制裁決議案を提出し、その後7月14日には最終修正案を日米英仏等8か国の共同提案で提出した⁴⁵。一方、制裁決議案に反発する中露は当初議長声明案を主張していたが、12日には非難決議案を提示した。その後、安保理は15日(日本時間では16日)、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、北朝鮮に対して弾道ミサイル関連計画の停止、ミサイル発射モラトリアムの再確認、六者会合への即時復帰等を求めるほか、すべての国連加盟国に対し北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器開発計画へのモノや技術の移転規制などを要求することを内容とする決議1695を全会一致で採択した。

我が国が提示した当初案では国連憲章第7章が言及されていたが、採択された決議ではその文言が削除されたため、決議が法的拘束力を持つか否かが質された。安倍官房長官は、「決議は15か国の理事国すべてが賛成した全会一致の決議であり、我々は拘束力のある決議と考えており、米国もそのように外に向けて言っている」と述べ、国連加盟国に対して拘束力を持つものと明言した⁴⁶。麻生外相も決議の制裁措置の内容は当初案と同じであり、「7章という文章を使うか使わないかだけの違い。(決議の)文章の方が問題」と述べ、間接的に拘束力を持つとの見解を述べた⁴⁷。

なお、安保理決議を踏まえた今後の我が国の対応について安倍官房長官は、「安保理決議に基づく新たな金融資産の移転制限、移転規制に関する必要な措置を適切に実施していく。関係各国とも協議して行いたい」との方針を明らかにした⁴⁸。

5. 進展を見せない安保理改革

(1) 日本の安保理常任理事国入り

我が国は、2004年9月にG4(日本、ブラジル、インド及びドイツ)を結成し、国連の

安保理改革の議論を提起する中で新たな常任理事国となることを目指してきたが、2005年9月に国連に提出された安保理理事国を現行の15か国から25か国に拡大するG4案は採決に付されることなく廃案となった。これを受けて、今国会では安保理改革に対する政府の新たな対応について論議がなされた。

小泉総理は、我が国の常任理事国入りについて「G4による決議案は採択に至らなかったが、国連改革の重要性や必要性が多くに共有されるなど一定の成果は得た」との認識を示すとともに、「さまざまな国連改革の中でも一番大きな改革が安保理常任理事国の数をいかに増やすかであり、今までのG4での協力の成果を踏まえ、各国と協力する道も模索しながら改革につなげたい」との考えを示した⁴⁹。

2006年1月、ブラジル、インド及びドイツの3か国は先に提出した決議案を再提出したが日本はこれに参加せず、同年3月、同決議案の修正案が提示された際も賛同を拒否した。その理由について麻生外相は、「表決にすら至らなかったものを再提出しても採択される可能性はないことから共同提案は見合わせた」と述べるとともに、「より多くの支持を得られる案を模索しており、米国にも案を提出して協議を続けている最中である」と説明した⁵⁰。

その後、日本案として安保理理事国がG4案よりも4か国少ない21か国案を検討中との一部報道も見られ⁵¹、2006年5月の日米外相会談では日本の常任理事国入りについて協力していくことで一致が見られた。しかし、我が国は7月に開催された国連総会での安保理改革に関する一般討論で新たな決議の提出を断念することを正式に表明し、現時点で我が国の常任理事国入りを含めた安保理改革は進展を見ていない。

(2) 国連分担金負担率の見直し

我が国の国連分担金負担率(19.5%)は米国(22.0%)に次いで世界第2位の割合であり、他の常任理事国である英国、フランス、ロシア及び中国の4か国の合計よりも高くなっており、また次期分担率の算出方法の見直しが2006年末に予定されていることから、安保理改革の論議と合わせて政府の取組が議論された。

既に政府は、「加盟国の地位と責任が適切に配慮された、より公平かつ公正なものに改革されるよう積極的に交渉に参画する」との姿勢を表明していたが、2006年3月に分担金に関する独自の改革案を国連に提出した。麻生外相はこの案について、「(日本の分担率を)下げろというよりは、しかるべき責任ある常任理事国の中に1~2%しか分担していない国があるので、その国々が最低でも3%か5%分担する」ことを求める内容であると説明した⁵²。また、「国連分担金の負担率は加盟国の経済実勢に即した衡平公正なものとなるべき」であるとして、「本年末までの交渉をにらみ、日本案を堅持しつつ分担率交渉に臨む」ことを明言した⁵³。しかし、日本案は中国、ロシアなどの反発を受け国連での協議が中断されるなど、国連分担金改革は依然として困難な状況が続いている。

¹ 第164回国会衆議院本会議録第2号20頁(平18.1.23)

² 第164回国会衆議院本会議録第2号7~8頁(平18.1.23)、同会議録第3号13頁(平18.1.24)

³ 第164回国会衆議院本会議録第2号20頁(平18.1.23)

⁴ 第164回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号5頁(平18.5.9)

⁵ 第164回国会参議院外交防衛委員会会議録第21号6頁(平18.6.1)

⁶ 第164回国会参議院外交防衛委員会会議録第20号4頁(平18.5.30)

- 7 第164回国会衆議院外務委員会議録第18号19頁(平18.5.31)
- 8 第164回国会衆議院本会議録第29号9頁(平18.5.11)
- 9 第164回国会参議院外交防衛委員会議録第18号2~3頁(平18.5.18)
- 10 第164回国会衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第4号11頁(平18.6.9)
- 11 第164回国会衆議院外務委員会議録第5号14頁(平18.4.18)
- 12 第164回国会参議院外交防衛委員会議録第20号6頁(平18.5.30)
- 13 第164回国会参議院外交防衛委員会議録第18号6頁(平18.5.18)
- 14 第164回国会参議院本会議録第1号5頁(平18.1.20)
- 15 第164回国会参議院予算委員会議録第17号13頁(平18.3.27)
- 16 第164回国会参議院本会議録第3号10頁(平18.1.25)
- 17 第164回国会衆議院本会議録第2号19頁(平18.1.23)
- 18 第164回国会衆議院外務委員会議録第20号3~4頁(平18.6.7)
- 19 第164回国会参議院外交防衛委員会議録第20号1~2頁(平18.5.30)
- 20 第164回国会衆議院外務委員会議録第4号17頁(平18.3.10)
- 21 第164回国会衆議院外務委員会議録第20号3頁(平18.6.7)
- 22 第164回国会参議院外交防衛委員会議録第12号1~2頁(平18.4.20)
- 23 第164回国会参議院外交防衛委員会議録第13号2頁(平18.4.25)
- 24 第164回国会参議院外交防衛委員会議録第13号2頁(平18.4.25)
- 25 第164回国会衆議院外務委員会議録第12号17頁(平18.4.28)
- 26 第164回国会衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第3号10~11頁(平18.3.30)
- 27 第164回国会衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第3号10頁(平18.3.30)
- 28 第164回国会衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第3号9~10頁(平18.3.30)
- 29 第164回国会衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第3号9頁(平18.3.30)
- 30 第164回国会衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第3号15頁(平18.3.30)
- 31 第164回国会衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第4号14頁(平18.5.10)
- 32 第164回国会衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第4号11頁(平18.5.10)
- 33 第164回国会衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第4号2頁(平18.5.10)
- 34 第164回国会参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第3号3頁(平18.6.2) なお、サンクトペテルブルグ・サミット(2006年7月15日~17日)では、議長総括に「我々は北朝鮮に対し、拉致問題の早急な解決を含め、国際社会の他の安全保障及び人道上の懸念に対応するよう求める」との文言が盛り込まれた。
- 35 第164回国会参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第3号4頁(平18.6.2)
- 36 第164回国会閉衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第9号4頁(平18.7.10)
- 37 「北朝鮮人権法」の成立の背景、概要等については、宇佐美正行「北朝鮮人権法の成立と拉致問題をめぐる動向」『立法と調査』258号(2006.7)16~19頁を参照。
- 38 第164回国会閉衆議院安全保障委員会議録第10号1頁(平18.7.6)
- 39 第164回国会閉衆議院安全保障委員会議録第10号4~5頁(平18.7.6)
- 40 第164回国会閉衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第9号8頁(平18.7.10)
- 41 第164回国会閉衆議院安全保障委員会議録第10号7頁(平18.7.6)
- 42 第164回国会閉衆議院安全保障委員会議録第10号8頁(平18.7.6)、第164回国会閉衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第9号10~11頁(平18.7.10)
- 43 第164回国会閉衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第9号6頁(平18.7.10)
- 44 第164回国会閉衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会議録第9号2頁(平18.7.10)
- 45 当初、我が国が安保理理事国に提示した案については、『朝日新聞』夕刊(平18.7.6)を参照。
- 46 第164回国会閉参議院外交防衛委員会議録第1号8頁(平18.8.11)
- 47 第164回国会閉参議院外交防衛委員会議録第1号8頁(平18.8.11)
- 48 第164回国会閉参議院外交防衛委員会議録第1号8頁(平18.8.11)
- 49 第164回国会衆議院予算委員会議録第2号10頁(平18.1.26)
- 50 第164回国会衆議院外務委員会議録第14号2頁(平18.5.12)
- 51 『産経新聞』(平18.2.16)
- 52 第164回国会衆議院外務委員会議録第19号3頁(平18.6.2)
- 53 第164回国会衆議院外務委員会議録第14号3頁(平18.5.12)